

令和5年10月12日

教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項 (1件)

(1) 専決処分の報告について

指專第7号

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項および地方自治法第180条議会の委任による専決処分事項の指定について（昭和62年3月25日議決）第4号の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年9月22日

草津市長 橋 川 涉

損害賠償の額を定めることについて

令和5年7月7日午後2時00分頃、草津市公用自動車が草津市志那中町[REDACTED]地先道路を走行中、対向する自動車を避けるため左に寄ったところ、当該道路に隣接して設置されていた草津市志那中町[REDACTED]所有の塀に接触したことにより破損した事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

記

1 損害賠償の額

253,000円

2 損害賠償の相手方

[REDACTED]

[REDACTED]